

デイヴィッド・ヒュームにおける二つの原因

——原因の定義問題に即して——

豊 川 祥 隆

序

本稿では、デイヴィッド・ヒュームの『本性論』、『知性研究』において、ヒュームが原因概念を定義する周辺箇所を取り上げる。ヒュームによる原因概念の定義は、これまで多くの論者によって、ヒュームの因果論的結論として言及されてきた。しかしながら、確かにヒュームは原因についての定義を与えるけれども、同時にその定義に収まらない原因概念が両著作内に散見される。この事情を踏まえ、近年、原因の定義問題は、定義が為されている箇所の方に留まる考察から、ヒューム因果論全体を踏まえ、その定義の意味についての考察に推移している^(一)。しかし、論者の見るところ、この視点の移行の際にとりわけ必要になってくる、ヒューム哲学における「反省」の正確な役割や、原因概念ごとに異なる正当化を含んだ考察を、定義問題に反映させる試みは、未だ十分

に行われてきていない。

論者の課題は、上記のような近年の解釈の立場を採りつつ、ヒュームにおける原因概念を入念に吟味し、最終的にヒュームの原因の定義問題により明確かつ正確な解釈を与えることである。そこで本稿では、まず予備的考察として、反省が関連する判断規則における原因概念と定義箇所の原因概念双方を明確に区別しつつ、両者の性質や関係の吟味を行うことで、定義問題の全体像の見通しを立てる。そして本稿の結果を踏まえ、別の機会に定義問題の解釈を提示することにした。

本稿においては、以下のように議論を進める。まず、本稿の考察対象である、ヒューム因果論における二つの原因概念、すなわち定義箇所における原因概念と規則箇所における原因概念を提示し、議論に必要な枠組を準備する(一、二)。次にそれらの間の共通点、及び定義内容と様相に関する相違点を

指摘する(三、四、五)。そして、最後に補足的にはあるが、定義箇所における原因の正当化の可能性を提示する(六)。以上の議論により、ヒュームにおける二つの原因概念の差異が強調され、それによりヒュームが原因を定義する際の意図がより明瞭に示される。このことは、今後行われる定義問題の解釈の基礎となるであろう。

一 定義箇所における「原因」

ヒューム因果論における原因の定義は、ヒュームが『本性論』第一巻第三部で取り扱う認識論、及び因果論の結論部で初めて提示される。その部の第十四節で、これまでの考察の結論として、ヒュームは以下のように原因の定義を与える。

この(因果)関係に関して二つの定義が与えられ得る。これらの定義は、同一の対象の異なる視点を示すことによつてのみ、そしてわれわれをして、この関係を哲学的関係としてか自然的関係として、すなわち二つの観念の比較としてかそれら観念の間の連合として、考察させることによつてのみ、異なるに過ぎない。(T.1.3.14.114; 括弧による補足、傍点強調は論者による)

われわれは原因を「ある別の対象に先行、近接する対象で、この対象に類似する全ての対象は、前者の対象に類似する対象と、似たような先行、近接関係に置かれる」と定義し得る。(Ibid.)

われわれはこの別の定義をその身分に代置することができる。すなわち、「原因とは、ある別の対象に先行、近接する対象であり、その別の対象と非常に合一しているために、一方の観念が心を規定して、もう一方の観念を形成させたり、また一方の印象が、もう一方のより鮮明な観念を形成させる」。(Ibid.)

このうち、二番目に引用した原因の定義は、第一の引用に示される哲学的関係による定義である。以降簡単のためこの定義をD₁と呼ぶことにする。また、最後に引用した原因の定義は、同じく初めの引用内の自然的関係による定義であり、これをD₂と呼ぶことにする。

ヒュームは『知性研究』第七節の後半部でも、同様に原因についての定義を与える。この箇所においては、『本性論』の定義に対し、一部改変が加えられている。

似たような対象は、常に似たような対象と連接している。(中略)従つて、この経験に即して、われわれは原因を、別の対象に後続され、それに類似する全ての対象は、第二の対象に類似する対象に後続されるような対象であると定義できる。もしくは換言すれば、第一の(原因としての)対象がなかったなら、第二の(結果としての)対象も決して存在しなかった(と定義できる)。

原因の出現は、常に、習慣的移行によつて、心を結果の観念へもたらす。われわれはこのことについても経験

を有している。従つて、この経験に即して、われわれは原因についてのもう一つの定義を形成し、原因を、別の対象に後続され、その出現が常に思考をもう一方の対象へともたらしような対象と言うことができる。(E7.29.146) 括弧による補足は論者による)

この箇所では、「別の対象に後続され、それに類似する全ての対象は、第二の対象に類似する対象に後続されるような対象」、「第一の(原因としての)対象がなかったなら、第二の(結果としての)対象も決して存在しなかった」という部分が上記の D_1 に対応し、「別の対象に後続され、その出現が常に思考をもう一方の対象へともたらしような対象」という部分が D_2 に対応する。さて、『本性論』と『知性研究』を通じて D_1 の内容は変化していない一方、 D_2 に関しては、『本性論』において包含された「(時空的) 近接」が『知性研究』においては離脱し、代わりに「第一の対象がなければ、第二の対象は存在しない」という反実仮想的要素が含まれている。この差異については、改めて考察する予定であることが、さしあたっては、 D_1 を、「先行」、「時空的近接」、「恒常的随伴」の三関係を含意するものと考えたい。そして D_1 と D_2 によって定義される原因を、以降Cと呼ぶことにする。

二 規則の提示箇所における「原因」

ヒュームによる原因の定義は前節で述べた通りであるが、一方で、『本性論』の定義部分に続く第十五節において、ヒュー

ムは次のように述べている。

諸対象が対立的でない場合、何物も、諸対象が、因果関係が全く依存している恒常的随伴を有することを妨げはしない。それゆえ、全ての対象が相互に原因、結果になることは可能であるから、対象が本当に原因ないし結果である場合をわれわれが知り得るための、いくつかの規則を定めるのは適當である。(T1.3.15.116; 傍点強調は論者による)

この箇所で見出すべきは、 D_1 及び D_2 によって定義されるCと、この箇所における原因が区別され、更に後者が「本当に原因である」ような対象として表現されていることである。つまりヒュームは、この箇所では、 D_1 と D_2 を満たす対象Cが、適切な原因として、実際の経験にそぐわないような事例を想定している。ヒュームはこの箇所の後、節の名前になっている「因果を判断するための規則 (Rules by which to judge of causes and effects)」を八つ与え、これによって、原因と見なされる対象が実際に原因であるか否かを判断すべきであると考ええる。以下その規則を簡潔に提示する。

第一規則 (R_1): 原因と結果は、時間、空間において近接していなければならない。(must).

第二規則 (R_2): 原因は結果に先行していなければならない。
第三規則 (R_3): 原因と結果の間には、恒常的な合一がなけ

ればならない。その関係（因果関係）を構成するものは、主にこの性質（恒常的な合）である。

第四規則 (R_4) : 同一の原因は常に、同一の結果を生み、同一の結果は、同一の原因以外からは決して生じない。

第五規則 (R_5) : 異なる対象が同一の結果を生む場合、それは、異なる対象の間に共通する同一の性質によってでなければならない。

第六規則 (R_6) : 類似する二対象が異なる結果を生む場合、その差異は、当の二対象における異なる特色から生じなければならない。

第七規則 (R_7) : 原因の増減によって対象が増減する場合、対象は、異なる部分的な原因から生じる部分的結果の合一による、複合的結果であると見なされるべきである。

第八規則 (R_8) : 対象がある瞬間、その結果を伴わず、完全に存在しないのであれば、その対象は結果の唯一の原因でなく、何らかの別の原理が必要とされる。(Cf. T.1.3.15.116-7. 括弧による補足、傍点強調は全て論者による)

ここで、この八規則に現れる原因概念が、 D_1 と D_2 によって示された要件とは異なる内容を有しているのは明らかである。以降、第一規則から第八規則を、それぞれ R_1 、 R_2 、…、

R_8 と呼び、また因果判断の規則によって示される原因を、 C_1 と呼んで C_2 と区別する。また、『知性研究』においては、具体的に判断規則が提示されることはないが、それでも、規則、もしくは格率 (maxim) ということで、定義箇所において示される機構とは異なる推論を導くものが考えられている⁽³⁾。従って、『本性論』から『知性研究』を通じて、規則において示される原因に対するヒュームの立場は、概ね同じであると思われる。以降、 C_1 及び C_2 の共通点、相違点を考察し、両概念の意義、関係を明らかにしていく。

三 原因の二概念の内容における共通点

早速 C_1 、 C_2 の関係について考えていきたい。まず初めに、 C_1 、 C_2 が R_1 、 R_2 、 R_3 の内容を共有することを取り上げる。ヒュームは、われわれが因果推論において必要となる必然的結合の觀念の由来を求めて、それをわれわれの心の内に生じる「心の内的印象なうし規定 (determination)」(T.1.3.14.114)、もしくは「定義不可能な内的な情感 (sentiment)」「感じ (feeling)」(E.5.10-13.124-6) に見出す。そして、これらをわれわれに引き起こす関係として、ヒュームは時空的近接、先行、そしてとりわけ恒常的随伴を挙げる (Cf. T.1.3.14.115-6) ことで、ヒュームは C_1 を定義することになる。さて、この三関係が R_1 、 R_2 、 R_3 の内容と同義であるのは明らかであるが、この共有という事情に留まる限り、ヒュームは「素朴規則性説 (naïve regularity theory)」⁽⁴⁾ を採っている。すなわちこのことは、ヒュームが、「因果性は、時間的先行、近接、及び

恒常的随伴の問題である」(Cf. Beebe, 2006: 1)、「言い換えれば、「われわれは、時空的近接、先行、恒常的随伴という三関係に従って因果推論を行うべきである」と主張することを意味する。この素朴規則性説は、古くはリードやケイムズ卿がヒュームを批判する際に、ヒュームが採っていると考ええる立場である。このタイプの規則性説においては、われわれが実際に対象間の恒常的結びつきを知覚する限り、われわれは常に原因を知覚していることになる。そこでヒュームの因果論に示される「原因」は、「恒常的に結びつく昼と夜」(Cf. Reid, 2002: 87, 503)、「太鼓と兵士の動き、時計の針と城門の開門」(Cf. Home, 1993: 299)の例において、規則的に結びついた二対象が、実際には因果関係にあると言うことは不適切である事例を含むという批判を受けることになる。また、この批判点に関連して、Cの原因としての不適切性からヒュームは因果論に関して懐疑のない非合理主義的であるとも考えられてきた。例えばラッセル(Cf. Russell, 1961: 640-1)やエア(Cf. Ayer, 1969: 185-6)は、ヒュームの因果論が、「Aの後にBが生じるとわれわれが予想する」という心的現象の説明をなしている一方、「Aの後にBが続かなければならない」とわれわれが主張するための権利を示していないと考える。

四 原因の二概念の内容における差異について

前節では、ヒューム因果論におけるC、C₁の共通点を確認し、そのみを考察するならば、ヒュームは因果論に関し

て素朴な規則性説を帰され、古典的な批判の対象となることを見た。しかしもちろん、C、C₁の関係は、その共通点に留まるわけではない。そこで次に、両概念の内容の差異について考える。ここで、内容の差異とは、「C₁は、C₂が持たないような、P₁からP₂の内容を持つ」こと、及び「C₁は、C₂が含意するD₁を持たない」ことを指す。まず、ヒュームが判断規則について評価する箇所を見てみよう。

ここに、私の推論において、使用するに適當であると考える全ての論理(logic)がある。そして恐らくは、これ「論理」も大して必要ではなく、われわれの知性の本性的(natural)原理によって埋め合わせられたであろう。(中略)この種の規則は皆、案出するのは非常に容易であるが、それら「諸規則」を適用するのは極めて困難であり、最も自然、単純に見える実験哲学でも、人間の判断力の極度の緊張を要求する。(I.1.3.15.117; 指示補足は論者による)

着目したいのは、①「われわれの知性の本性的原理によって埋め合わせられたであろう」という箇所と、②「それらを適用するのは極めて困難であり、最も自然、単純に見える実験哲学でも、人間の判断力の極度の緊張を要求する」という箇所である。

①「われわれの知性の本性的原理によって埋め合わせ」が可能であるとは、判断規則が想定されなくとも、ある程度まで、

われわれにとって因果推論が可能であることを意味する。また、「本性的」と言われる以上、この原理は、定義箇所以前に提示される、主に恒常的随伴を基礎とする因果推論の原理である。なぜならこの原理は、定義箇所における原因 G が含まれるため、あくまで「自然的 (natural)」関係を含意し、同時にわれわれに元来備わっている認識機構の一つであるからである。一方、このことから逆に、こゝで提示された諸規則は、「本性的」の逆の性質、すなわち「人為的 (artificial)」を有することが示唆される⁽⁵⁾。例えば、本性的原理のみで推論ができない場合に、「(過去の記憶の) 反省によって習慣や観念の移行を補助する」ことが、人為的なものと結び付けらる(Cf. T1.3.873)、本性的原因と対立する教育は、「人為的な」反復と見なされている (Cf. T1.3.981)。

② 「諸規則を適用するのは極度に困難」であることは、上記の判断規則／本性的原理という二項対立を裏づける。なぜなら、本性的原理による因果推論は、そもそも困難とは程遠いものだからである。ヒューム哲学において、*"nature"/"natural"* という単語はかなり多義的であるが、因果論に関する限り、これらの単語には、第一に「理性、反省とは独立に可能である」ないし「理性に先行する」という意味が付与される⁽⁶⁾。一方、ヒュームが規則適用の「困難」において想定しているのは、「余計なものは何であれ分離する」(T1.3.15.117) こと、及び「個々の事例が現象に本質的であるか否かを考察する」(Ibid.) ことに伴う困難である。ところで、この二つの作用は、諸観念の比較、観念間の関係の把握、それに基づく真偽の発

見のことであって、これはまさに、ヒューム哲学における狭義の理性の働きによって遂行されるものである (Cf. T2.3.3.265-7, T3.1.1.294-8, 297-9, 298-9a) ⁽⁷⁾。すなわち、①、②に示される論点においては、一方では、理性を含まない原理が想定され、他方では、判断規則内に理性が前提とされるという、原理による差異が示されている。

以上の考察は、「 G は、 G が持たないような、 R_1 から R_2 の内容を持つ」こと、及び「 G は、 G が含意する D_1 を持たない」ことを考えるのに役立つ。本性的原理による因果推論は、因果関係が D_1 で示される三つの哲学的関係を含意し、かつ因果関係が自然的関係であること (D_1) の二点を要件とした。このことは、この種の因果推論では、 D_1 が示す三関係が、実際に現前する対象を通じて知覚されている必要があること、及びその事前的知覚によって、自然的関係が導く観念連合としての因果推論が成立することを含意する。なぜなら、①は自然的関係の項である以上、実際の観念連合の系列に G が組み込まれている必要がある、このことは G がわれわれに実際に知覚されていることを意味するからである。一方、 G を規定する諸規則には、 D_1 による規定は含まれておらず、 R_1 から R_2 によって示される因果関係は、哲学的関係のみを含意する。従って、規則においては、実際にその諸関係をなすような対象の知覚と、それに基づく観念連合としての推論は必ずしも必要ではない。そして、このことは逆に、因果規則が、想像によって形成される観念と、理性、反省による、人為的な関係把握を必要としていることを示してい

る(8)。

五 原因の二概念の様相についての差異について

C₁、C₂が含意している要素の第二の差異は、それらの内部に含まれる様相に関するものである。R₂の内容について考えてみよう。C₂のD₂においては、定義の一つとして、「原因は結果に先行する」と言われる。一方でC₁が含意するR₁では、「原因は結果に先行し、なければならぬ」と言われる。この事情は、R₁、R₂を除き(9)、C₁、C₂における内容の共有部分でも同じであるし、C₂にのみ含まれる内容も、全て「でなければならない」を含んでいる。一見この差異は些細なことのように思われるが、論者は、実際にはこの差異を生む要因が、C₁とC₂を区分する意義を有するように考える。以下、この事情について考察する。

考えられるのは、様相の有無が示すのは、C₁が正当化されていない原因、C₂が正当化された原因であるということである(10)。ヒュームは、因果関係についての推論、判断を表す際、“reason”/“reasoning”、“infer”/“inference”、“judge”/“judgment”といった単語を、比較的区別なく用いる。このことは、ヒューム以前の哲学における、概念 (conception) / 判断 (judgment) / 推論 (reasoning) の三分へヒュームが批判を加え、それら全てを観念連合原理による説明に帰着しようとすることの帰結である (Cf. T.1.3.8.6n)。しかし、このうち「判断 (judge/judgment)」という単語は、時にわれわれの習慣による自然的な因果推論と対置され、規則によつて

制限された推論を含意することがある。例えば、判断は「想像との対立」(T.1.3.13.101) 関係にあり、その対立は「一般規則を想定する」(Ibid.) ことから生じると言われる。この一般規則は、「それによつてわれわれが原因と結果に関する判断を規制すべき (ought to regulate)」(Ibid.; 傍点強調は論者による) 規則であり、本性的原理のみから生じる因果推論に対して、因果判断は、われわれがそのような規則を反省によつて介在させつつ、因果関係を吟味するような契機を含んでいる。また、一般規則がヒュームによつて実際に導入される節の名が、「原因、結果を判断するための規則」であつたことを想起されたい。以上の用語法から、ヒュームは、特に「判断」を他の用語群から区別して使用する場合、単なる自然的推論とは異なり、規則が適用された推論、またその規則に則っていることから、それに従うことを求められるような推論であると考えているように思われる(11)。

次に、逆の立場から考察してみよう。ヒューム因果論においては、上記の因果判断と対置されるような、理性、反省が全く介在しない因果推論が可能とされる。われわれは、ある対象が現前すると、その対象に関連する別の対象や、関連する関係性を理性的に反省することなく、直接的に結果を推論することができる。このような因果推論の機構は、対象間の単純な結びつきの認識に限れば、特に恒常的随伴と自然における規則性が合致している限り、われわれの生活において有効に機能し得るだろう。とはいえヒュームは、当然ながら、このような機構がわれわれの誤謬の原因となることを同時に

認め (Cf. T1.3.15.116)⁽¹²⁾、その「修正 (correction)」の必要性を指摘する。さて、この「修正」には、あくまでわれわれの反省、すなわち関連する過去の対象の想起、関係性の把握が必要である。C₁を与える単なる自然的因果推論の段階では、修正の契機之余地はなく、あくまで理性が機能する判断の段階をまっとうして修正は成立する。それゆえ、翻ってC₁を考えるとき、修正可能性の観点、及び理性の必要の有無の観点から、C₁は正当化がなされない原因、そしてC₂は、正当化がなされた、もしくはなされ得る原因であると考えることができる。

次に、ヒューム因果論における「正当化」の内実を見ていこう。ヒュームにとって因果推論は、「経験によって」与えられ、同時に確証づけられるものと見なされる。この「経験」は、D₂における三関係をなす対象の直接的な知覚である (Cf. T1.3.6.62, T1.3.7.64, T2.3.1.261-3) と同時に、知覚、経験された過去の記憶、すなわち過去に知覚してきた対象の観念を反省によって想起し、それによって因果推論の遂行を補助することを含意する (Cf. E4.23.118, E.12.25.208, E.12.29.210)。この二つの「経験」のうち、後者を通じてヒュームの正当化は行われる。すなわち、過去の記憶を想起し、現前する対象との関係を反省によって見定め、それによって結果を推論すること、われわれは、機械的な推論から脱し、本性的原理のみに従っていては陥ることになる誤謬を避ける機会を得ることになる。そして、本性による誤謬の経験的回避こそが、ヒュームの「正当化」の内実である⁽¹³⁾。

ヒューム哲学においては、経験による正当化は唯一のものとして考えられ、それ以外の方法は与えられない。これは、以下のヒュームの言葉からも明らかである。

明晰で自明な原理から初め、控えめながら確かな足取りで進み、頻繁にわれわれの結論を再検討し、正確にその帰結すべてを吟味することは、この手段によつては、われわれは自身の体系において、遅々としてわずかな進展しか為さないが、それでもそれは、われわれが真理に到達し、われわれの決定において適切な安定性、確実性に達すると望むことができる唯一の方法である。
(E.12.4.200; 傍点強調は論者による)

ヒュームが挙げる諸々の規則や格率は、この種の正当化の過程から生じ、それ自身が正当化の手段として用いられるもののように思われる。例えばR₁、R₂、R₃は、われわれの自然的な因果推論についての反省、及びその有効性の認識によって規則と見なされるようになる。また、R₄は、それ自体論証や直観によって示されるものではないが⁽¹⁴⁾、それでも、過去の因果推論の結果についての想起や、現在の推論との比較によつて、因果関係は過去から未来において類似し、一対一の対応関係があるように思われるようになる。加えて、 α は、自然現象や心理的現象の原因、結果の部分性が、経験的に十全に見出されてきたことによつて、「格率」として樹立される (Cf. T1.3.1293)。従つて、特に因果判断の規則

について目を向けると、 R_1 から R_2 は、われわれの理性的反省を通じて、経験に基づきつつ徐々に形成されるもので、それによって示される原因 C もまた、正当化がなされたものとして考えることができる。

六 C の正当化の可能性

以上より、 C と C_1 を隔てる事情として、後者には正当化をなす様相が含まれること、及びその様相は、因果判断において、ヒュームによるわれわれの認識の正当化を意図していることが示された。しかし、この区分はやや強すぎるように思われる。ヒュームによれば、われわれ人間や多くの動物は、因果推論のための同じ本性的原理を共有している。そしてヒュームは、賢者と一般人、人間と動物を隔てる要因として、反省を行い、一般規則を遵守する程度の差を挙げる (C : T.1.3.13.101.2-E.9.5.16ⁿ)。しかし同時に、ヒュームは、日常生活において、われわれが絶えず規則に従って因果推論を行うとは決して言えないと主張する (C : E.9.5.16ⁿ)。従って、われわれは日常的には、 C を項とする推論、すなわち、第五節を踏まえれば、決して正当化されない推論を用いていることになるが、その場合、正当化されないわれわれの日常の基盤は、場合によっては誤謬の危険を受け、規則を通じて、より一般的な判断を形成するところではないように思われる。しかし一方で、第四節で述べたように、ヒュームは、判断規則 (論理) は「われわれの知性の本性的原理によって埋め合わせられたであろう」と言う。この場合、ヒュームはむしろ、

C もある別の意味で正当化され得るものとして考えているようにも見える。われわれは前節で、判断規則、及び反省による修正可能性の有無の観点から、 C を正当化されない原因、 C を正当化され得る原因と区別してきたが、それでは、 C はどのような仕方で正当化されるだろうか。

この疑問に対して、ヒュームの立場から想定され得る返答は二つある。第一に、第三節で指摘したように、 C_1 と C_2 は R から R_2 の内容を共有し、加えて C は同規則によって正当化され得ることから、 C が形成される際、 C と同じ仕方でも正当化され得るということである。第二に、 C は C とは別の仕方、すなわち、理性的反省による関係の把握以外の仕方でも正当化されるということである。以下、この二つの論点について考える。

第一の正当化は、確かに正当化として機能するように見えるが、実際には二つの点で不適切である。まず第一に、判断規則 ($R_1 \sim R_2$) によって C を正当化するのは、論理的に不合理である。判断規則は、われわれにア・プリオリに、もしくは C を用いる推論とは全く独立に与えられるわけではなく、あくまで C を用いた推論と、その推論の有効性を反省することによって形成される。従ってこの場合、 C は、規則の根拠であると同時に規則の適用対象となることになり、論理的循環から正当化は無効になってしまう。また第二に、そもそもこの正当化は意味をなさないだろう。 C は、われわれの非理性的な原理としての想像によって与えられるが、その機構は、上述したように C 、結果への推論が瞬間的、

不可避的なものであり、そこに反省が介在する余地がないものであった。しかもこの議論では、その推論の最中における正当化が求められている。従って、仮に判断によって「C」が正当化されると考える場合、実際にそこで正当化の対象となつているのは、理性、反省が介入し得る「C」となる。それゆえ、判断規則によって「C」が正当化されるという考えは、やはり退けなければならない。

第二の正当化はどうだろうか。「別の仕方による正当化」の要因として考えられるのは、例えば「外在的自然の規則性に対する信頼」である。この種の規則性は、事実として、われわれが関係の反省を通じて把握し得る規則性ではなく、むしろわれわれの経験可能性や、因果推論の機構自体の根拠づける、より始原的な規則性である。すなわち、それをわれわれの認識とは別に外在的に認めなければ、そもそもわれわれの生存や経験が不可能であるような規則性であり、われわれはその規則性に適応する形で、本能的な因果推論の機構を持つようになったと考えられる。例えば、ヒュームは『本性論』第一巻第三部の最後で、以下のように言う。

自然 (nature) は確かに、習慣から生じる一切のものを生み出し得る。いや、むしろ習慣は自然の諸原理の一つの過ぎず、その効力をその起源「自然」から得るのである。(T1.3.16.120. 括弧による補足、傍点強調は論者による)

ここでは、恒常的随伴の把握とそれによる因果推論をなす習慣が、さらに「自然」によって根拠づけられている。冒頭の「nature」が、果たして外在的な自然を指すか、内的な本性を示すかの解釈の違いは考えられようが、仮に後者を探るとしても、当の本性は、自然的な「現象 (phenomenon)」(Ibid.) に従属するものと考えられており、やはりその背後に、われわれの経験からは独立した、自然的な規則性が想定される余地がある。

もちろんヒュームは、生物学的な議論を本格的に展開するわけでもないし、そもそもヒュームの時代の生物学の水準を考えるに、この種的前提をヒュームがはつきり持っていたと明確に主張するのは難しいだろう。とはいえ、ヒュームがある文脈において、われわれには不可解ではあるが、外在的な規則性に適用する能力である本能 (instinct) に多大な信頼を置くに鑑みて、われわれの経験を可能にする規則性という前提を、ヒュームが持っていたと考えても不合理ではないと思われる (Cf. Ibid. E.9.6.1678)。後にエルンスト・マッハは、ヒューム哲学に類似する立場から、そのような最低限の規則性を想定し、それによって初めて生物は経験、認識を行い得る (Cf. Mach, 2006: 29-30) と指摘している。また「D. M. アームストロングも、ヒュームの言葉を例に挙げつつ、学問的探究以前にわれわれが接近可能であるような、外在的な自然法則がなければ、われわれは死ぬより他はないと言う」(Cf. Armstrong, 1983: 6)。従って、判断規則によるのではなく、単なる前提によるものであるが、ヒュームが「C」をある程度

信頼に足るものと考えていた根拠として、われわれの知覚、認識とは独立に存する自然的な規則性を根底に据えていたと考えることができるだろう。

結論

本稿においては、ヒュームにおける原因概念の二側面を提示し、それぞれの発生原理、性質における共通点と相違点が示された。第一に、①は、専らわれわれの想像によって生み出される一方、②は、観念を形成する機能としての想像に加えて、理性による反省、関係の把握を必要とする。第二に、③は因果判断の項であり、経験によって一般化が可能であることから、ヒュームにとつて、④は合理的に正当化がなされた原因である一方で、⑤自体は反省による正当化はなされないものの、外在的な規則性を根拠として、⑥にはある種の信頼性が置かれると考えられる。しかし無論、⑦はわれわれの判断によって修正可能なものではないし、環境の複雑さに応じて、誤謬の危険性も高まることも事実であり、規則の必要性はそこから生じる。

初めに述べたように、以上の本稿の議論をもとに、別の機会にヒュームによる原因の定義問題についての諸解釈を吟味する予定である。しかし、原因の定義問題とは別に、本稿において不明瞭のまま残っている問題もある。例えば、ヒューム自身が用い、本稿では⑧と表記したところの原因概念が、ヒュームの哲学体系全体において成立し得るかどうかは、必ずしも明白ではない。本稿註(8)でも簡単に述べたが、この成

立可能性を支持するためには、観念連合の系列にわれわれが恣意的に働きかけ、反省にとつて適切な記憶、観念を想像によって形成する能力が前提とされると考えられる。しかし、これをヒュームの哲学的体系に整合的に組み込むためには、慎重な議論が必要となるだろう。この議論のためには、例えば第一に、ヒュームの哲学的関係が、どのようにわれわれの反省に使用され得るかについての考察⁽¹⁶⁾が必要になる。第二に、観念連合とわれわれの想像の関係についての考察が必要だろう。観念連合の法則性について、ヒュームは、その原理として緩やかな力のみが働き、例外を認める(Cf. F.1.1.4.12-3)。以上、連合の系列に対するわれわれの随意的な働きかけの余地があるように見える。しかし他方、夢想や夢といった散漫な観念連合のなかにも、なお厳密な結合が存しているといった想定もなされる(E.3.1.101)。この場合、そもそもわれわれが観念連合に随意的に介入することは不可能である以上、反省の可能性、そして⑧の成立可能性が揺らぐように思われる。従つて、この両者の主張の緊張関係についても、詳細に考察される必要がある。

文献表

①ヒュームのテキスト

- Hume, David (2000), *A Treatise of Human Nature*, David Fate Norton and Mary J. Norton (eds.), (Oxford: Oxford University Press).

本稿内では『本性論』と略記した。また、テキストを引用する

際、丁・巻数・部・節・頁を略記した。

—— (1999), *An Enquiry concerning Human Understanding*, Tom L. Beauchamp (eds), (Oxford: Oxford University Press).

本稿内では『知性研究』と略記した。また、テキストを引用する際、E・節・段落・頁を略記した。

②その他の著作、邦訳

Armstrong, D. M. (1985), *What is a Law of Nature*, (Cambridge: Cambridge University Press).

Ayer, A. J. (1969), *The Foundations of Empirical Knowledge*, (London: Macmillan).

Beebe, Helen (2006), *Hume on Causation*, (New York: Routledge).

Costa, Michael (1998), "Hume on the Very Idea of a Relation" *Hume Studies*, vol. 24, no. 1, pp. 71-94.

Gottelbarn, D. (2002), "Hume's Two Lights on Cause" *David Hume Critical Assessment*, vol.3, (London: Routledge), pp. 386-90.

Hearn, Thomas K. Jr. (1970), "General Rules" in Hume's Treatise" *Journal of the History of Philosophy*, no. 4, (Berkeley, Los Angeles, and London: University of California Press), pp. 405-22.

Home, Henry (1993), *Essays on the Principles of Morality and Natural Religion*, (London: Routledge/ Thoemmes Press).

Mach, Ernst (2006), *Erkenntnis und Irrtum*, Skizzen zur Psychologie der Forschung, (Elibron Classics).

Reid, Thomas (2002), *Essays on the Intellectual Powers of Man*, Derek R. Brookes (ed.), (Pennsylvania: The Pennsylvania State University Press).

Richards, T. J. (2002), "Hume's Two Definitions of 'Cause'" *David*

Hume Critical Assessment, vol.3, (London: Routledge), pp. 372-80.

Robinson, J. A. (2002a), "Hume's Two Definitions of 'Cause'" *David Hume Critical Assessment*, vol.3, (London: Routledge), pp. 361-71.

—— (2002b), "Hume's Two Definitions of 'Cause' Reconsidered" *David Hume Critical Assessment*, vol.3, (London: Routledge), pp. 381-5.

Russell, Bertrand (1961), *History of Western Philosophy and its Connection with Political and Social Circumstances from the Earliest Times to the Present Day*, (London: George Allen & Unwin).

Stawson, Galen (1992), *The Secret Connection. Causation, Realism, and David Hume*, (Oxford: Clarendon Press).

ヒューム、デイヴィッド (大槻春彦訳) 『人性論 (一) 第一篇 知性に就いて (上)』岩波書店、1948年。

【註】

(一) 論者が見る限り、ヒュームの原因概念にある程度のも多義性があり、そのうち、想像による本性的なものと、反省に基づく規則的なものの対立に注目する態度は、ハーン (Cf. Hearn, 1970: 405-22) にちつて初めて明示された。一方、典型的な解釈は、ロビンソン、リチャーズ、ゴッターバーンの議論に見られるように、ヒュームによる原因の定義問題は、定義箇所についての議論に留まることが多い (Cf. Robinson, 2002a: 361-71, 2002b: 381-5, Richards, 2002: 372-80

Gottlieb, 2002: 386-90)。本稿は、ハーンの議論のうち、ヒューム因果論の部分 (Cf. Hearn, 1970: 405-14) を、詳細に論じるものである。

(2) この問題については、別の機会に論じる予定である。さしあたって、ヒュームが「知性研究」において、その内容を原因の定義に含めたことは、 C_1 の性質を考えれば、ヒュームの過失であると考えられることを指摘しておく。

(3) 例えば、「自然の全過程について判断する一般規則」(Cf. E.7.27.144)、「正しい推論の規則」(E.10.1.169)といった言葉にその意味を看取できる。また、「格率」は、「それによって、われわれが推論において、自身を導くもの」(E.10.16.174)と考えられているが、これは続けて、 R_1 に類似する自然の斉一性の原理と結びついている。

(4) この単語を論者はビービー (Cf. Beebe, 2006: 1)、「アームストロング (Cf. Armstrong, 1983: 14) になんて負っている。この概念は、ほぼ同義の表現として、「実在的規則性説 (realist regularity theory)」などと呼ばれる (Cf. Strawson, 1992: 20-31)。

(5) 本稿第五節を参照。規則の成立は、記憶や反省を必要とする意味で、人為的である。

(6) 「想像がそれ自体この反省の立場を供する」(T.1.3.6.65)、「習慣は、われわれが反省の時間を持つ前に作用する」(T.1.3.8.73)、「反省に先行し、それによつては妨げられない自然的移行 (natural transition)」(T.1.3.13.100)といった用法に見られる。この意味は更に、「議論における論点に応じて、想像 (imagination) を原理とする」(T.1.3.6.64, T.1.3.13.100-

1)「直接的な(immediate)」(E.5.20.129)「即座の、遅延(delay)のない」(E.5.20.129-30)「不可避免的な」(T.1.3.8.72-73, T.1.3.13.100)「無字な者、子供、動物にも可能な」(Cf. T.1.3.16.118-9, E.4.23.118)という意味に区分され得る。

(7) もちろんこの契機には、観念を心に形成するという想像の働きが必要であり、この働きが理性と協働することで初めて、比較、関係の把握が可能となる。とはいえ、この想像の働き自体が、ここでの「困難」にあてはまるというわけではない。

(8) 確かにヒュームは、われわれの因果推論にとつて、 C_1 が活用可能であると考えているが、実際にヒュームの因果論が、 C_1 の成立可能性を支持し得るかどうかは、必ずしも明らかではない。本稿ではこの問題を扱い得ないが、さしあたってここでは、 C_1 がわれわれの想像の自由に基づき、適切な記憶(観念)を想起することで保証されることを指摘しておく。

(9) 確かに R_1 、 R_2 には、「しなければならぬ」という様相が欠けている。しかし、 R_1 には「常に」「決して」といった強い限定があり、 R_2 には「必要とされる」という様相が伴っている。従つて、 R_1 、 R_2 は、共に様相を伴わない事実の提示であるというわけではない。

(10) 同時に指摘しておかなければならないが、ヒュームによる正当化の過程や、その産物としての規則、格率は、それ自体が厳密な正当化をなし得るわけではない。ヒュームの言葉にあるように、この種の正当化は、「頻繁な再検討」、「正確な全体的吟味」を要求し、その進捗は極めて遅いものである。また、例えば R_1 を扱う際、ヒュームは、原因の部

分の増加が結果の部分の増加に必ずしも直結せず、その適用には慎重を要することを指摘している (Cf. T.1.3.15.117)。 R_2 についても、ヒュームは反例があり得ることを認め、それが普遍的でなくとも、一般に成立すればよいと考えている箇所がある (Cf. T.1.3.2.54)。

(11) ハーンもまた、想像による自然的因果推論に対置される「判断」を、正当化の過程を経て、それが行われるのが「賢明な (wise)」ものであるとヒュームが考えていると強調する (Cf. Hearn, 1971: 410-1)。

(12) 加えて、有効な (efficacious) 原因と、恒常的随伴の関係にあるが、偶然的な事情に過ぎないものの区別は、本性的機構がわれわれの誤謬の原因となり得るという事実、それを避けるための規則の適用可能性をヒュームが認めていることを示している (Cf. T.1.3.13.101)。

(13) 続く箇所の引用を参照。正当化の個々の具体的内実はここでは示し得ないが、およそヒュームが「正当化」を語る際、そこではすべて誤謬の経験的回避が含意されると思われる。

(14) この R_4 は、大規によって「自然の斉一性の原理」と同一視されている (Cf. ヒューム, 1948: 337)。この主張には詳細な議論を要すると思われるが、仮にこれを認めるとすると、確かに R_4 は、直観や論証によって証明されるようなものではない (Cf. T.1.3.62.3, T.1.3.12.91-2)。

(15) 本稿註(6)を参照。

(16) 例えば、コスタによる考察などがそれにあたる (Cf. Costa, 1998: 71-6, 85-6)。